

先物・オプション取引に関する確認書、差換預託に関する同意書
兼
先物・オプション取引の差金等決済に関する告知

1. 私は、貴社より受領した「先物・オプション取引に関する説明書」、「先物・オプション取引ルールについて」、「先物・オプション取引口座設定約諾書」（以下「約諾書」という。）及び貴社「先物・オプション取引規定」の内容を理解・承諾し、私の判断と責任において「指数先物取引」及び「指数オプション取引」を行います。
2. 私は、私が貴社に差し入れる約諾書第3条第2項の規定に基づき、私が差し入れた証拠金のうち委託証拠金の全部又は一部につき、貴社による差換預託が行われることについて、ここに同意します。つきましては、約諾書第17条の規定により私の委託に基づく未決済約定につき建玉の移管又は転売若しくは買戻し若しくは権利行使が行われた場合においては、次の各号に掲げる事項につき、一切の異議を申し立てないことを承諾します。
 - (1) 株式会社日本証券クリアリング機構は、貴社について支払不能による売買停止等が行われた後遅滞なく、貴社が差換預託分の取引証拠金として預託している代用有価証券を適当と認める方法により換金処分すること。この場合において、当該換金のために要した費用は、当該取引証拠金の額から差し引かれること。
 - (2) 私が取引証拠金の返還を求めた場合には、私の差し入れた委託証拠金が現金であるか代用有価証券であるかにかかわらず、金銭でのみ返還が行われること。
 - (3) 私が取引証拠金の返還を求めた場合において、貴社が差換預託分の取引証拠金として預託している代用有価証券に係る相場の変動等のため、私が返還請求権を有する額全額の返還が受けられないことがあり得ること。この場合の未返還額については、未決済約定の引継ぎが行われた場合における引継先の取引参加者（引継先の取引参加者が非清算参加者である場合にはその指定清算参加者を含む。）及び株式会社日本証券クリアリング機構に対しては、一切の請求を行わないこと。
3. 私は、所得税法第224条の5に基づき貴社に届出済の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を告知し、所得税法施行令第350条の4第3項の規定の適用を受けたいので、この旨申請します。

(2016年1月)